

2023 年度体外循環技術認定士資格更新要項

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会

更新を希望される方は下記の要領に沿って申請を行うこと

申請締め切りは、2023 年 6 月 30 日（金）（必着）となります。

更新規約

1. 資格更新は 5 年毎とする。

2. 資格更新を希望される方は日本人工臓器学会 HP 内の体外循環技術認定士の箇所より必ず事前に申請を行う。

3. 資格更新に必要な条件

- ・更新のために再度試験を受ける必要はない。

- ・過去 5 年間（本年度は 2018 年 1 月 1 日から 2023 年申請日まで）の内に認定委員会が定めた研修について 10 ポイント以上取得した者（申請のホームページ内にある体外循環技術認定士認定ポイント対象学会一覧を参照のこと。）

- ・過去 5 年間（本年度は 2018 年 1 月 1 日から 2023 年申請日まで）の内に日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーを 1 回以上受講していること。

- ・心臓血管外科専門医認定機構が認定する施設（関連施設を含む）において、常勤あるいは常勤に準じるものとし、アルバイトは認めない。ただし、3 回目以上はその限りではない。

- ・過去 5 年間（本年度は原則 2018 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、2023 年 1 月 1 日以降は除外すること）に 30 症例以上の体外循環（人工心肺に限る）の経験があり、その経験を以下の様に提示できること。

- ・症例提示として認められる該当者は 1 症例あたり人工心肺の体外循環記録筆頭者である主操作者 1 名および 2 番目の操作者（指導者）（これに該当しない場合には理由書を提出の上で承認の可否に関する審査を受けることとするとする記録中の申請者名を必ず○で囲むこと）。ECMO/PCPS 症例の経験は含まないものとする。患者氏名や ID 等の個人を特定される可能性のある情報は提出時に必ず削除すること。申請する経験については体外循環業務施行証明書において証明をすること。

- ・本規定に該当しない症例提示は原則認められないが、特段の事情がある場合には、認定委員会において審議を行うので、事前に申請をすること。申請書提出後においては事情に関わらず原則本規定に従って症例提示の適否を判定するものとする。

- ・人工心肺の体外循環経験症例とは別に過去 5 年間（本年度は 2018 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで）における ECMO/PCPS 経験症例 3 例以上を提示することを推奨する。経験の内容、体外循環記録における記名の有無は問わない。申請する経験については体外循環業務施行証明書において証明をすること。

本症例提示については必須ではないことを付記する。

- ・第 5 回更新、およびこれ以降の更新の場合には症例の提示は必要ない。

- ・以下に該当する者は除く。

- a. 精神病患者または向精神薬、覚醒剤、麻薬、大麻、アヘンの常用者、もしくはその影響が認められる者

- b. 目が見えない者、耳が聴こえない者もしくは口がきけない者
- ・更新申請時において、引き続き5年間、日本人工臓器学会の正会員でありかつ体外循環技術医学会の会員であり、会費を完納していること。

(注) いずれかの学会を退会された時点で更新申請ができなくなりますので、ご注意下さい。

4. 手続き

HP掲載の資格更新申請書および提出書類を、更新料10,000円をクレジット決済で支払わない場合に限り、振込を行い、その際の金融機関発行の利用明細(残高非表示または塗りつぶしのもの)の写しと共に、6月30日(金)までに下記事務局へ提出する(振込先はHP参照・振込時に氏名の前に必ずオンライン登録番号を入力すること)。

5. 資格更新提出書類

- ①. 資格更新申請書
- ②. 10ポイントに相当する研修を証明する受講証の写し。但し、第39回教育セミナーを受講して更新する場合には9月7日迄(必着)にその受講証明証の写しを下記事務局へ送付すること。
- ③. 体外循環技術医学会教育セミナーの受講証(ネームカード)の写し
- ④. 30症例以上の人工心肺の『体外循環記録原本』の写し、および『人工心肺経験症例表』
*30症例以上の体外循環の経験症例にはECMO/PCPS症例は含まないこと
- ⑤. ECMO/PCPSの『体外循環記録原本』の写し、および『ECMO/PCPS経験症例表』
ただし、本症例提示については必須ではない。
症例提示しない場合には『ECMO/PCPS経験症例表』のみ提出すること。
- ⑥. 『体外循環業務施行証明書』

重要 COVID-19の影響により、人工心肺の経験症例が30症例に満たない場合に限り、更新申請を1年猶予する。該当者は猶予申請を行い、次年度の更新申請の際に申請を行ってください。ただし、猶予された際の次回の更新は4年後となる。また、猶予申請の際は必ず期日迄に該当の書類を提出すること。

補足

1. 移行措置として認められていた1年猶予措置は全廃された。このため認定委員会が定めた研修について10ポイント以上取得を満たせずに更新ができなかった場合は失効となり、再取得には再受験を必要とする。なお、症例数(30症例以上)を満たせず失効した場合に限り、再取得に際して試験免除の救済措置を申請することが可能である。ただし、試験免除措置の申請期限は失効後5年以内とし、その間に日本人工臓器学会教育セミナーを2回受講し、且つ日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムを修了することが必要である。(詳細は認定HP(受験要項)の「認定資格の再取得について」を参照のこと)
2. 体外循環技術認定士資格更新証明書は、追って更新者に直接送付される。
3. 認定者の氏名は原則開示する。
4. 問い合わせおよび送付先 ※問合せは、メールのみ受け付けます。

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会事務局

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 4階

E-mail: joint_nintei@asas-mail.jp